

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	特別設置汚水ます申請書綴	
実施機関の名称	長浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部下水道事業局下水道施設課	
個人情報ファイルの利用目的	公共汚水ます等の設置に係る本人の意思を確認するため	
個人情報の記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	特別設置汚水ます設置（変更）申請書を提出したもの	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	☒ 本人から収集 ☐ 本人以外から収集 ☐ 当該実施機関内 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 （ ☐ その他 （	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）長浜市 都市建設部 下水道事業局 下水道施設課 総務部 総務課 （所在地）〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 6 3 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 2 1 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
備 考		

作成日（最終更新日）：令和6年5月1日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	下水道台帳システム	
実施機関の名称	長浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部下水道事業局下水道施設課	
個人情報ファイルの利用目的	排水設備新設等計画確認申請事務を行うため	
個人情報の記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	排水設備新設等計画確認申請書を提出したもの	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	☒ 本人から収集 ☐ 本人以外から収集 ☐ 当該実施機関内 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 （ ☐ その他 （	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）長浜市 都市建設部 下水道事業局 下水道施設課 総務部 総務課 （所在地）〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 6 3 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 2 1 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
備 考		

作成日（最終更新日）：令和6年5月1日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	排水設備申請入力システム	
実施機関の名称	長浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市建設部下水道事業局下水道施設課	
個人情報ファイルの利用目的	排水設備新設等計画確認申請事務を行うため	
個人情報の記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号	
個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	排水設備新設等計画確認申請書を提出したもの	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	☒ 本人から収集 ☐ 本人以外から収集 ☐ 当該実施機関内 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 （ ☐ その他 （	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）長浜市 都市建設部 下水道事業局 下水道施設課 総務部 総務課 （所在地）〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 6 3 2 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 2 1 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
備 考		

作成日（最終更新日）：令和6年5月1日